

第18回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年12月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年12月20日（月）午前10時00分から午前11時56分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男、4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、9番 早乙女 誠
4. 欠席委員 8番 清水 利通
5. 参集推進委員
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
6. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査票について
空き家・空きハウスの情報提供について
空き家に付随する農地の別段の面積の設定について
事務連絡
閉 会

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、岡 洋子主幹兼庶務係長、宇賀神 尚農地調整係長、
齋藤純一主任

8. 会議の概要

令和3年12月20日（月）【午前10時00分開会】

- 局長 おはようございます。定刻になりましたので、第18回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は9名です。清水委員から欠席の連絡をいただいております。しかしながら定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長より挨拶並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん改めましておはようございます。今日は師走のお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。早いもので今日を含めて今年あと12日となりました。今年1年を振り返りますと、国内ニュース、またスポーツ界では色々ございました。コロナの緊急事態宣言で、2月からワクチンの接種が始まり、10月に衆議院の総選挙が行われたというニュースもございました。スポーツ界もオリンピックをはじめ、色々話題になった年でございます。一番は今年一年大きな自然災害がなかったという事で、いろんな作物等々、順調に育ちまして、それが今年一番だったかと思えます。

来年、今日の資料にございますが、20日に農業委員・推進委員の新年会を企画したわけでございます。1年のスタートの新年会でございますので、全員出席をお願いしたいと思います。

今日は第3条が7件、第4条が1件、第5条が5件という内容でございますので、皆様にご協力いただいで進めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、6番 高橋 宏治 委員、7番 琴寄 成人 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。
議案書 1ページをご覧ください。

○11月20日(土)、第18回全国藩校サミット壬生大会が、城址公園ホールで行われ、梁島源智会長が来賓として出席いたしました。

○11月24日(水)、農地利用最適化推進委員研修会が役場正庁で行われ、記載のとおり農地利用最適化推進委員 14名と、アドバイザーとして、梁島源智会長 琴寄成人農業委員 大橋好一農業委員
農政課より、課長以下4名、農業委員会事務局より4名が出席いたしました。

○11月26日(金)、県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ
梁島源智会長 宇賀神 尚係長 齋藤純一主任が出席いたしました。

○11月26日(金)、壬生町農業振興地域整備促進協議会が役場正庁で行われ、梁島源智会長 篠原正明職務代理 大橋好一農業委員が壬生地区農事部長代表として、鈴木進吉推進委員が、認定農業者協議会会長として出席いたしました。

○12月8日(水)、壬生町国民健康保険運営協議会第2回会議が、役場正庁で行われ、清水利通農業委員が出席いたしました。

○12月9日(木、)とちぎ女性農業委員の会通常総会が、護国会館で行われ、木野内佳代子推進委員、岡 洋子主幹が出席いたしました。

○壬生町食育推進委員会が書面開催されました。早乙女 誠農業委員が委員になっております。

○12月15日（水）、農地法第4条及び第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地で行われ、梁島源智会長、清水利通農業委員、早乙女 誠農業委員・宇賀神 尚係長・齋藤純一主任と私が出席いたしました。

○12月16日（木）、壬生町農業次世代人材投資事業中間評価会が、役場正庁で行われ、^{よしあき}癸生川悦亮推進委員と私が出席いたしました。以上でございます。

○議長 はい、ありがとうございました。ひとついいですか？
この壬生町農業次世代人材投資事業中間評価会の内容はどんな内容なのですか？

●局長 _____さん、の進捗状況、中間報告のような感じですか。

○会長 現在イチゴ作っていて、内容的にはどんな感じなのですか。

●局長 順調かどうかの評価です。順調にやっている、まあまあ順調、もう少し、というような評価を、経済部長、農協、下都賀農業振興務所が来て、評価しました。

○議長 皆様からは、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書3ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請

の件について」ご説明いたします。12月3日、金曜日の締切りの時点で7件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (上長田) 自作地 259㌥ 借受地 13㌥

譲受人 _____ (上長田) 自作地 259㌥ 借受地 13㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	1 3 0 3 m ²
壬生町大字 _____	田	9 9 m ²
壬生町大字 _____	田	1 9 8 m ²
壬生町大字 _____	田	1 2 3 9 m ²
壬生町大字 _____	田	2 5 7 m ²
	合計	3 0 9 6 m ²

贈与による所有権移転 稼動 3人

第2項

譲渡人 _____ (大阪府) 自作地 25㌥

譲受人 _____ (三好町) 自作地 168㌥ 借受地 14㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 4 6 2 m ²
-------------	---	------------------------

売買による所有権移転 _____円 稼動 2人

第3項

譲渡人 _____ (台坪) 自作地 63㌥

譲受人 _____ (台坪) 自作地 208㌥ 借受地 5㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	4 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	1 0 1 4 m ²
壬生町大字 _____	畑	4 1 2 m ²
壬生町大字 _____	畑	5 7 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	4 2 3 m ²
壬生町大字 _____	畑	2 9 4 m ²
壬生町大字 _____	田	2 2 m ²
壬生町大字 _____	田	1 4 7 4 m ²
壬生町大字 _____	畑	5 0 1 m ²
壬生町大字 _____	畑	2 9 m ²
壬生町大字 _____	畑	1 6 0 1 m ²

合計 6390㎡
 売買による所有権移転 _____円 稼働4人

第4項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 自作地 32㍍
 譲受人 _____ (鹿沼市) 自作地 189㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1057㎡
 壬生町大字 _____ 田 1267㎡
 合計 2324㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働7人

第5項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 168㍍
 譲受人 _____ (西部) 自作地 101㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 978㎡
 壬生町大字 _____ 畑 1566㎡
 合計 2544㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第6項

譲渡人 _____ (星の宮) 自作地 214㍍ 借受地 144㍍
 譲受人 _____ (星の宮) 自作地 104㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 195㎡

贈与による所有権移転 稼働1人

第7項

譲渡人 _____ (下馬木) 自作地 36㍍ 借受地 37㍍ 貸付地 15㍍
 譲受人 _____ (下馬木) 自作地 22㍍ 貸付地 39㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 148㎡
 壬生町大字 _____ 田 1074㎡
 壬生町大字 _____ 田 314㎡
 壬生町大字 _____ 田 793㎡

壬生町大字 _____	田	1 6 1 m ²
壬生町大字 _____	田	4 6 6 m ²
	合計	2 9 5 6 m ²
売買による所有権移転 _____円	稼動 2 人	

以上、第1項から第7項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員（1項の現地調査の結果報告並びに補足説明）

第1項の案件につきまして、去る12月13日、譲受人の _____ 氏立ち会いのもと、篠原正明農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従いまして、1番から7番について確認しましたが、いずれも問題の生ずる恐れはなく、農地法第3条第1項第7号の、地域との調和要件にも該当しましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑応答なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

それでは第2項案件についてご説明いたします。12月11日に譲受人であります_____さん立ち会いのもと、高橋敏男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに現地を確認いたしました。チェックシートに従いまして、各項目を確認いたしました。が、いずれも問題を生じる恐れが無いことを確認しましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項案件についてご説明いたします。この3項案件は現地確認する前に、宇賀神係長より申請地の一部の筆に問題があることを指摘がありましたので、12月15日の4条・5条の現地調査会の後、私と梁島会長、清水委員、事務局

で再度確認してまいりました。申請地のうち1筆が、現況が宅地の状態で庭木、等がありました。チェック確認事項以前の問題であり、この筆に関しては保留する案件ではないかという意見にまとまりましたことを報告いたします。3項案件の審議、よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

今の説明で木が植わっているという事ですが、どこに、どんな風になっているか、説明をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員

3項の地図を見ていただきたいのですが、この道路沿いから宅地がありますが、この網掛けしてあるところに納屋が建っているのです。

●2番 大橋 好一 委員

この_____あたりかな。

●9番 早乙女 誠 委員

_____あたりは庭です。

●2番 大橋 好一 委員

この「___」って書いてあるのは、_____さんの家だよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。早乙女委員にご説明いただいたのは、地番で言うと_____です。庭として芝生の状態や庭木があったり、道路からの進入路がなく、砂利を敷いて進入路として使っている状況を確認しましたので、事前に早乙女委員に相談いたしまして、転用現地調査の際に現地調査委員の皆さんに見ていただきました。その他の申請地は、農地として特に問題がない状態であります。先ほどの_____については、農地として適切に利用しているとは言い難い状況ですので、3条許可が厳しいのではないかというのが、現地確認の結果であります。

- 2番 大橋 好一 委員
ずいぶん前からこういう状態だったと思うんですね。この家はね。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
航空写真を見ても30年前くらいからそういう状態であります。
- 1番 刀川 正己 委員
それでは、譲受人の意向はどうなのですか。
- 9番 早乙女 誠 委員
非農地証明に該当すれば申請して宅地として使うか、あとは復元して農地として使うか、譲受人に判断してもらわないとならないので、今回は保留とすべきではないかと思えます。
- 1番 刀川 正己 委員
という事は、確認はしていないという事ですね。
- 9番 早乙女 誠 委員
まだ確認はしていません。
- 議長 この案件については保留ということでもいいでしょうか。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
他の農地については問題のない状態でありますので許可とし、宅地利用の筆に関しては保留という形が適切なのではないかと考えています。
- 2番 大橋 好一 委員
こういう時っていうのは、最終的に委員会として売買できる状況にするには、
_____だけを非農地にするのか、農地として取り扱うか、ここだけ除いてその他だけ許可するというのは無理なのですか。やっぱり農地としてなんとか元に戻すか、非農地にする手続きをしないと出来ないっていうことになるのですか。
- 事務局 宇賀神農地調整係長

譲受人が適切に農地を耕作していない場合は許可できませんが、今回は譲渡人の違反状態で譲受人の責任ではないので、適正利用されている農地の許可については問題ないと思います。

- 2番 大橋 好一 委員
じゃ、この_____を除く？
- 事務局 宇賀神農地調整係長
はい、その部分を除いて。
- 2番 大橋 好一 委員
多分この譲受人が耕作していると思うんだよね。麦か何か作っていたかな。他の農地を、譲受人の方は何か作っていないですか。
- 議長 耕作してるのですか。
- 2番 大橋 好一 委員
借りて作っていたと思うんです。この譲渡人の方は農業はやっていないから、親が亡くなった後はやっていないと思います。
- 議長 基本的には、この_____というのは削除した方がいいですよ。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
許可書としては_____は削除するのですが、農業委員会で審査はする必要があったので、今回案件に入れた次第です。
- 2番 大橋 好一 委員
一度全部却下して、もう一度申請してもらった方がいいのではないのか。
- 6番 高橋 宏治 委員
_____だけ除いて、他の問題ない農地については許可を出す必要があるかと。
- 2番 大橋 好一 委員
同じ申請の中で、土地によって結果が異なるというのはどうなのかな。一度取り下げてもらって、そこを除いて再度提出してもらった方が、きれいな形に

なるんじゃないかな。やり方としては。

●6番 高橋 宏治 委員

取り下げならばいいんですけど、却下になると、他の申請地について却下する理由がない。

この場は保留というか、後日_____を除いた申請書を出してもらい、それに対して許可するという形がいいのでは。

●5番 篠原 正明 委員

それがいいんじゃないの。

●2番 大橋 好一 委員

この_____は、その後農地に復元したらこの一筆だけ出してもらって、売買してもいいし。非農地にするならその手続きをしてもらえばいいし。その方が本人たちもわかりやすいのではないですか。

○議長 いずれにしても、保留というか、_____を除いて申請書を提出し直してもらおうという事でよろしいですよ。

●6番 高橋 宏治 委員

そうすると採決自体は次回ですか。

○議長 次回採決です。

●6番 高橋 宏治 委員

次回で大丈夫なんですか。

●1番 刀川 正己 委員

今日採決してしまって、申請が出しだい許可にすればいいんじゃないの。

●6番 高橋 宏治 委員

それがいいような気がします。再申請が出しだい。

●1番 刀川 正己 委員

それ以外だと来月になっちゃうし。

○議長 事務局はどうですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

_____以外は、却下する理由がない所ですので、来月に回すというのではなく、申請書の出し直しを条件に、_____以外については今月許可ということにさせていただければよろしいかと思えます。

●2番 大橋 好一 委員

_____を除いた申請書を出してもらって、それがこの案件の申請内容であるという形を取ればいいのではないかなと思えます。今回採決するが、申請書を再提出しない限りは他の申請地の許可証も出ないということで。

○議長 申請し直してもらえれば一番いいのですが、事務局からの説明もありましたが、今日はこれで採決をとって、すぐにでも申請書を作り直してもらう、という事でよろしいですか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、_____、畑、501㎡を除いた中で賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、_____、畑、501㎡を除いた中で、原案のとおり決定いたします。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

はい、第4項案件について説明いたします。去る12月12日、私と大橋農業委員、青木推進委員の3名と、譲受人_____さんの立ち会いのもと、チェ

ックシートに基づき確認してまいりましたが、なんら問題を生じる恐れはないと思っておりますので、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項案件について、去る12月13日、譲受人、_____の義父、_____氏立ち会いのもと、高橋宏治農業委員、木野内佳代子推進委員とともに現地を確認いたしました。何ら問題の生じる恐れもなく、調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議等 次に、第6項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項案件について報告いたします。12月17日に、譲受人であります_____さん、高橋敏男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに、現地を確認いたしました。各項目確認いたしましたが生じる恐れはありません。また地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議等 次に、第7項案件を議題といたします。

●6番 高橋 宏治 委員

私は退席いたします。行政書士として。

●事務局 宇賀神農地調整係長

行政書士として、代理人としてやっただいているのですが、参考書を見ると退席はしなくてもよい、と書いてあるのですが。

書類を作成して、提出するまでが行政書士の業務であると。昨年__月の

の土地の3条申請の際は、譲渡人の成年後継人になられていたため、退席していただいたのですが。

●6番 行政書士会から、退席するよう示されているので…

○議長 ジャあ、高橋委員には退席していただいて。

7項案件は高橋宏治委員に手続きをしてもらっているんですね。それなのできっと自分から退席したのかと。

じゃ7項の説明を、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

7項案件について説明いたします。去る12月14日に、私と早乙女農業委員、また、賀長推進委員の3名と、譲受人の_____さん立ち会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりました。なんの問題も生ずる恐れがないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。高橋委員は、席にお戻りください。

(高橋委員 着席)

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件につ

いて」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書5ページ、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。12月3日、金曜日の締切りの時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

申請人 _____（北小林）

（土地の表示）

壬生町大字 _____	畑	46㎡
壬生町大字 _____	畑	1142㎡
壬生町大字 _____	畑	323㎡
壬生町大字 _____	畑	900㎡
壬生町大字 _____	畑	876㎡
	合計	3287㎡

駐車場敷地を目的とした自己転用

なお、この案件については今年の5月に、園芸用土採取を目的に転用許可が出ておりますが、そちらの事業が完了したため今回、本来の目的である駐車場敷地への転用許可申請となっております。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の9番 早乙女 誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、12月15日、水曜日、私と梁島源智会長、清水利通委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の6名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は _____ の南西に位置する農地で、立地基準は第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は、 _____ の _____ でありませんが、既

存の駐車場は___から距離があり、駐車台数も少ないことから、不都合が生じており、専用駐車場の整備が必要となっております。___に隣接しており、十分な面積を確保できる当該地を適正地として選定したとのことです。なお、事業資金約_____万円については、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、不許可の例外規定「既存の施設の面積の2分の1を超えない拡張」に該当するため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月27日開催の、栃木県農業会議常設審査委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書6ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。12月3日、金曜日の締切りの時点で5件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸 人 _____ (国谷新田)

借 人 _____ (あけぼの)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 318㎡

資材置場を目的とした永久の使用貸借権の設定

第2項

貸 人 _____ (上通町)

借 人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1436㎡のうち 517㎡

壬生町大字 _____ 田 1431㎡のうち 253㎡

壬生町大字 _____ 畑 1028㎡のうち 156㎡

合計 3895㎡のうち 926㎡

_____ 樹木伐採に係る資材置場及び進入路 3か月の賃借権設定

第3項

貸 人 _____ (台宿)

_____ (助谷原)

_____ (栃木市)

借 人 _____ (壬生町)

壬生町大字 _____ 畑 4355㎡のうち 1579㎡

壬生町大字 _____ 畑 942㎡

壬生町大字 _____ 畑 696㎡

壬生町大字 _____ 畑 201㎡

合計 6194㎡のうち 3418㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第4項

貸 人 _____ (北小林)

借 人 _____ (さくら市)

_____ (さくら市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 400㎡

自己用住宅敷地を目的とした30年間の使用貸借権設定

第5項

貸 人 _____ (田向稲荷内)

借 人 _____ (至宝町南)
(土地の表示)
壬生町大字 _____ 畑 759㎡
農業用倉庫兼選果所敷地 20年間の使用貸借権設定
説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の9番 早乙女 誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、建物の給排水や空調の設備業を営んでおりますが、事業の拡張に伴い、重機や資材を保管する置場が必要となったことから、今回の申請に至ったとのこと。取水排水はなく、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、不許可の例外規定「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約_____mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、_____の樹木伐採を行うにあたり、機械・資材等の置場と作業用道路が必要であることから、今回の一時転用に至っております。なお事業資金は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地で、資材置場及び進入路のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____の_____に位置する農地で、農振農用地及び第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から3mの保安距離を確保し、

周囲には防護ネット等を施します。最大2.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、県外の園芸業者に出荷する予定で埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金約_____万円は自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明委員

●5番 篠原 正明 委員

地図で、地番が付していないのでわからないのですが、地図の南で西の方の黒く囲ってあるところですが。左側というか南西の方なのですが、周りが黒く囲ってあって中が白くなっているんですね。これはどういうことですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

周りが囲んであって中が白いところは、右側の黒く塗ってあるところと同じ筆なのですが、そこは転用区域ではないということで区別してあります。点線のところまでが掘削区域とり表土置き場として転用する区域であります。

●5番 篠原 正明 委員

わかりました。

○議長 他にありますか。それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3号は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月27日開催の、栃木県農業会議常設審査委員会で意見

聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は _____ から北東に約 _____ mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、_____内の職員宿舎で生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。両親の面倒を見ることも考え、父親が所有している実家の隣接地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 _____ 万円は自己資金で対応します。また、開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は、_____として営農をしておりますが、規模の拡大に伴い農機具等の保管場所や選果を行う農業用施設が必要になったとのことです。農家住宅敷地に隣接しており、圃場にも近いことから申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。事業資金については、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、農業用施設としての転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定の 新規・使用貸借権 に _____ 委員、再設定・賃借権に _____ 委員が設定人となる事案が含まれておりま

す。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されます。_____委員、_____委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 宇賀神農地調整係長（記載のとおり説明）

議案書7ページからの議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書8ページから10ページのとおり、12件、44筆、面積合計が69,597㎡となっております。

次に利用権の、新規・使用貸借権分について、議案書11ページから15ページのとおり、12件、65筆、面積合計が70,287.33㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、議案書16ページから19ページのとおり、17件、49筆、面積合計が67,704㎡となっております。

次に利用権の再設定・使用貸借権分については、議案書20ページのとおり、2件、7筆、面積合計が5,807㎡となっております。

次に、所有権移転分は、議案書21ページのとおり、2件、3筆、面積合計7,422㎡となっております。

次に集積計画一括方式の新規・賃借権で、こちらは農地バンク利用について議案書22ページのとおり、1件、2筆、面積合計15,182㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員と_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員と_____委員が設定人となる事案を除き、原

案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、_____委員に退席をお願いいたします。
(_____委員　退席)

○議長　先ほど、事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員　着席)

(賃借権と使用貸借権について雑談)

○議長　次に、_____委員に退席をお願いいたします。

(_____委員　退席)

○議長　先ほど、事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 1番 刀川 正己委員

●1番 刀川 正己 委員

利用権設定なんですけど、役場とか農政課とかでは、農地バンクを推奨しているようですが、利用権設定もそのまま続けて、まだやるということですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

農政課に聞いたところ、農地バンクを利用するにあたっては、青地であったりとか条件がありますので、条件を満たしていない土地については利用権設定でやるという事で、利用権は残していくという話です。農地バンクを通せるものは、農地バンクを利用していくという事です。

●1番 刀川 正己 委員

農地バンクだと直接相手に支払うのではなくて、農地バンクから貸している人に払うというらしいので、なんかややこしくなるのかな。

○議長 壬生町は農地バンクは進んでいるの？

●事務局 宇賀神農地調整係長

利用権の継続や設定の件で農業者の方が役場に来られた際にも、これからは農地バンクでやってもらえませんか、話をしているところで、実際に農地バンクを利用される方もいますので、今後は増えていくのではないかと思います。

○議長 取り組んでいる人もいるわけですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長
そうですね。

●9番 早乙女 誠 委員
行政指導というわけでもないが、栃木県は、いや壬生町は県内で最下位だからね。だから積極的に進めているんでしょう。

○議長 いろいろな複雑な理由もあるかもしれませんが、なるべく農地バンクを使っていただけるようにお願いします。
他にありませんか。

(質問意見なし)

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の23ページに2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

非農地証明願いの件について報告いたします。11月14日、10時30分より、私と推進委員の鈴木進吉氏、立会人として、 事務所の さんとともに現地調査したところ、登記は畑、現況 宅地として20年前頃から課税されていること、また、20年前の航空写真を見ましても、庭として使用していることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
続いて、第2項について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (2項案件について報告)

第2項案件について、去る12月3日、不動産業者の立会いのもと、青木幸一推進委員と現地確認いたしました。願い出通り20年以上宅地として利用していることを確認してまいりましたことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の24ページから25ページに5件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この事業内容の長屋住宅とは、どういうものですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

アパートという事です。

○議長 よろしいですか。他にございますか。

○議長 それでは、発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の27ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次にその他についてお願いします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 岡主幹（事務連絡）

その他について

1 番目

令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査票について
県農業会議に報告のため、調査票により指摘があれば連絡いただきたい。

2 番目 空き家・空きハウスの情報提供

11月24日の推進委員研修でも依頼済み

10月の町に対する要望書提出時に、町長より依頼
情報提供後データベース化 新規就農・定住促進に役立てる。

3 番目 空き家に付随する農地の別段面積の設定について

資料によりひと通り説明

空き家・空きハウスの情報提供との関連

○議長 どうですか。

●7番 琴寄 成人 委員

これはあくまで農業委員会でやっているから、話の内容だと新規就農者などは面接すると言っていましたよね。借り手の人を。という事は農業に関連した人を、空きハウスに紹介するという事なのかな。

(岡主幹 説明)

○議長 いづれにしても、農地に付随した空き家、農家住宅が有るか無いかという事を、みなさんに先に確認してもらった方がいいんじゃないの。
無いのに先に進めてもしょうがないから。

●5番 篠原 正明 委員
これから空き家は増えていくと思うので、そういう対策は必要だと思います。

○議長 まずは農地のついた空き家が有るか無いかだよ。それをまずは調べてもらって。出てきたら先に進めましょうよ。

●2番 大橋 好一 委員
利用したいという人がいるときに、利用したい場所が無いと、中間管理のようになってしまうからね。貸したい人がいるから、借りたい人も出てくるわけで。貸したいところを見つけないと、順番だからね。

○議長 結論は今日ではなくて、とりあえず調査はしてもらわないと。有るのか無いのか。

●1番 刀川 正己 委員
これは農政課ではなくて農業委員会が窓口ですか。

●事務局 岡主幹
農地の付随する別段面積の方は農業委員会で行っております。

●7番 琴寄 成人 委員
空き家というが、どこいらへんまでが空き家なのか。うちの地区の空き家は使い物にならない空き家ばかりだが。

●6番 高橋 宏治 委員
空き家特措法で条件があって、1年以上空いていれば空き家ですね。

●2番 大橋 好一 委員

またそれを借りた人が改修していいのかどうかだよ。いろいろなケースがありますよね。

この下限面積というのはどういうことなのでしたっけ。家庭菜園なら1a、2aで間に合うけど。空き家に付随した土地が1反歩とか3反歩とかあったらどうするんだとか。この中から100㎡だけ貸しますよと言うのか。

●7番 琴寄 成人 委員

この空き家対策というのは、どこを重点にしているのか。新規就農者のための空き家対策なのか、空き家を何とかしなければならないから新規の農業者の方なのか。どっちが先なのか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

どちらかという、農業に興味がある町外に住んでいる人に、移り住んでもらって農業をやってもらおうというのが・・・

●7番 琴寄 成人 委員

という事は新規就農者が対象ですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。それにあたってのお試し期間ではないですが、空き家にそんなに大きくない農地があった場合、そこで試しに家庭菜園を作ってもらって、その後の就農に繋がれば良いということです。

本格的にやっていくという場合には、これまで通り農地法第3条等で農地を確保することになり、機械は持っているか、技術は持っているか、労働力はあるか、その辺を審査していく形になります、空き家に付随した小さい農地を持っているから農家だというのはちょっと違うのではないかと思います。もともと農家というのは定義とか認定することではないのですが。

●7番 琴寄 成人 委員

前に農家認定の件で、壬生は5反歩だったが、他は1反歩だかなんだったか。そのような内容だったが壬生はあれから農業委員会で議題になっていないね。

○議長 農業委員会によって、別に50aでなくてもいいという事だよ。

- 5番 篠原 正明 委員
そうだよ。作物によって。イチゴとか施設園芸とかね。
- 議長 50aもいらなんでしょうという事で、30aでも20aでも・・
- 局長 任意の面積は、20aでも30aでも、農業委員会で、今まで50aが県の下限面積要件でしたが、それを20aにしても30aにしても、農業委員会で決められます。
- 7番 琴寄 成人 委員
壬生町はまだ決まっていますよね。この次にとっていて、流れたんだよね。
- 局長 それとは別に空き家に付随した農地というのがあります。二パターンあるのですが。
- 7番 琴寄 成人 委員
ということは、真剣に農業をやろうというのに、下限面積が決まっていないのでは、農家を試しにやろうとするなら1a、2aでもいいけれど。1反歩とか2反歩とかになると、下限面積は2反歩とかしかとれないのか。だから、そちらの基準を先に決めてもらわないと、そうすれば楽なのかなと思うのですが。
- 局長 任意の面積の方を、50aからいくつにするかという方ですね。
- 議長 いずれにしても、空き家、空きハウスを調査していただいて、それを事務局に報告してもらい、そういう場所があるのなら、話を煮詰めていくという事で。
- 事務局 岡主幹
ありがとうございました。ではよろしく申し上げます。

次に事務連絡として

全国農業新聞について、令和3年度全国農業新聞普及推進の結果

- ・新規購読部数 149部
- ・購読部数合計 200部

ご協力ありがとうございました。

1月以降の現地調査・総会について

農地利用最適化推進委員の出席を再開
別添資料日程表のとおり

農業委員会活動記録簿の提出

12月分までの活動記録簿の提出 12月24日（金）まで
農地のあっせん活動等の記入は、当事者の氏名、農地の地番等、わかる範囲で記入願います。

令和4年農業用免税軽油申請受付、免税証交付について

令和4年2月18、21、22日

午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

J Aしもつけ壬生地区営農経済センター 2階会議室

広報みぶ1月号に掲載予定 チラシ配布予定

以上です。

○議長 ただいまの説明のありました件について、何かご意見等あれば、事務局までご連絡願います。

他に委員からありますか。

●2番 大橋 好一 委員

農地のあっせんの件で、通知が行くと思うのですが、斡旋する土地の状況、田んぼだけど、稲は作りませんとか、そういう状況を記載してもらって分かりやすいのですが、もし付け加えてもらえるのであれば、作っている人から返された土地の場合、分かれば、前は誰が作っていたのかを記載していただければ、頼まれて行ったときに、再度その返した人をお願いに行ってしまうかもしれないので、もしわかるのであれば、斡旋の申し込みに来た時に、前耕作者は誰だとか、どんな理由で返されたのかとか、記載してもいいものであれば表示していただくと、分かりやすくなると思います。お互いの人間関係も絡んでくる場合もありますから。よろしく願います。

●5番 篠原 正明 委員

提案なんですけれど、第3条とか非農地証明願で、地元委員と推進委員で現地確認に行くときに、飛び地になっている場合はその自治会が管轄する地区の委員さんが一人入った方がいいと思うのですが。飛び地の問題。

飛び地である現地は、自治会の管轄する地区。委員か推進委員のどちらかは

自治会の管轄する地元の人が入らないと、いきさつなんか分からないし、特に羽生田は、セツ石と上稲葉に飛び地が多いんですよね。ですから、地元の委員さんが入るように配慮してもらえれば、スムーズに行くと思いますので、事務局に提案いたします。

○議長 それは個々の案件を見ながらですね。そんな場合は地元の委員さんが入った方がいいと思いますね。

事務局、お願いしますね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

委員さんか推進委員さんのどちらかは地元の方が入るよう、手配いたします。

○議長 他に、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第18回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前11時56分 閉会】

会 長 梁鳥源智

6 番 高橋宏治

7 番 琴寄成人